

## 和歌山県公共工事入札監視委員会第82回定例会議 議事概要

開催日及び場所	令和4年8月31日(水) 13:30~15:00 和歌山県自治会館 304会議室	
出席委員氏名	沖 本 易 子 (委員長) 永 瀬 節 治 (副委員長) 田 上 順 子 辻 原 治 柳 川 正 剛 岩 橋 靖 子	
審議対象期間	令和4年 4月1日 ~ 令和4年 6月30日	
抽出案件	総件数 2 件	議事 ○入札及び契約手続の実績状況等の報告 ○抽出工事に係る競争参加資格の認定の経緯等審議 ○意見交換会
一般競争入札	1 件	
条件付き 一般競争入札	2 件	
通常指名競争入札	1 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・ 質問、それに対する 回答	意見・質問 別紙のとおり	回 答 別紙のとおり
委員会による建議 の内容	なし	

意見・質問	回 答
<p><b>【入札及び契約手続の実績状況等報告】</b></p> <p>1. A委員 一者入札について、機器テレメーター設備の入手が困難で、納期が見込めないことから敬遠されたとあるが、これは、機器の入手は困難だが、落札者だけはその機器を確保できたという理解で良いか。</p>	<p>1. 当該落札者は既存の機器を納入した業者であることから、今回も確保できたと考えられる。【事務局】</p>
<p><b>【条件付き一般競争入札】</b></p> <p>○和歌山下津港港湾施設整備（耐震化）外合併工事</p> <p>1. B委員 総合評価の評価項目のうち、具体の技術提案について、落札者が提案した内容を簡単に教えて欲しい。</p> <p>2. B委員 もう一者の方からは提案はなかったのか。</p> <p>3. B委員 総合評価の評価項目のうち、配置予定技術者の能力について、技術者を多く抱える大手であると思われる落札者が、地元企業であるもう一者よりも点数が少ないのはなぜか。 この現場では監理技術者を配置しづらかったといったことが理由であるか。</p>	<p>（発注機関：和歌山下津港湾事務所）</p> <p>1. 今回の技術提案については、沿岸部で塩害対策が必要なことから、耐震補強部材の防食をテーマとし、1項目5提案まで提案を求めている。 落札者からは、さびの発生しやすいボルト部に撥水性の高いフッ素樹脂系塗料をオーバーコートする提案や、ボルトに防食処理がされているものを使用するといった提案がなされた。 5提案のうち3提案について、0.5点に相当する良提案であると判断し、1.5点を配点した。</p> <p>2. もう一者からも提案があったが、全て0点に相当する標準提案であったため、加算点とはなっていない。</p> <p>3. 本件は専門工事であり、和歌山県に限らず、全国的に同種の工事が多く発注されている状況と思われる。専門の下請業者も確保しなければならず、更に繁忙期も重なった結果、提案できる技術者が少なくなったものと推測される。</p>

意見・質問	回 答
<p>4. C委員 今回の工事は、鋼製の支承を新規に入れ替えるのではなく、現行の支承を補強するということか。</p> <p>5. C委員 応札者のランク・点数要件について、JVで応札する場合、各構成員の点数をどのように評価するのか。</p>	<p>4. 固定支承と可動支承があり、それぞれ分担する仕事が決まっている。固定支承には落橋防止システムを15基設置する。可動支承の橋脚は、橋軸方向に元々変位を持たせており、更に制震用ダンパーを設けるものである。</p> <p>5. ランクについて、本件は鋼構造物の専門工事であって、専門工事は全てWランクとなる。点数については、代表幹事は所定の点数以上である事、代表幹事以外の構成員は900点以上をそれぞれ必要とするものとしている。</p>
<p><b>【条件付き一般競争入札】</b> ○二川ダムえん堤改良（ダム管理用制御処理設備）工事</p> <p>1. A委員 工事概要書に、運用開始後14年以上経過したため、とあるが、14年というのは何か基準があつてのことなのか。設備の耐用年数のようなものがあるのか。</p> <p>2. A委員 1回目の入札と2回目では予定価格が若干違うが、後の要件はほとんど同じだと思う。その結果、入札参加可能者数が1回目は県内0業者であるのに対し、2回目は県内1業者となっている。この違いは何か。</p> <p>3. B委員 共通入札公告において、開札後に入札参加資格の審査を行うとなっているが、一般的に入札実施後に入札参加資格を調査するということか。事前にするわけではないのか。</p> <p>4. B委員 入札する際に業者に参加資格があるということはどういうようにして分かるのか。</p>	<p>（発注機関：有田振興局建設部）</p> <p>1. 特に決まりはないが、日常点検をしながら運用しつつ、運用開始から10年以上経過したことから、更新が必要であると判断し、安全性の向上を図るため、機器の更新を実施した。</p> <p>2. 2回目の応札期間に、県内業者が施工していた工事の検査が終わり、実績要件を満たすようになった。</p> <p>3. 誰が入札するのことは事前には分からないため、入札した者について事後に提出された資料により、資格要件に合致するかを審査する。</p> <p>4. 公告にて参加要件を公開しており、入札参加要件があると判断した業者が入札に参加する。</p>

意見・質問	回 答
<p>5. D委員 入札審査会資料に記載されている入札参加可能業者数は事前に分かるのか、あるいは事後に分かるのか。</p> <p>6. C委員 県内業者で本件のような工事ができる業者は1者しかいないということになるのか。</p> <p>7. A委員 本件は最終的にくじで決まったとのことだが、くじはどのようなやり方で行われたのか。</p> <p>8. A委員 くじになるケースは珍しいものなのか。</p> <p>9. D委員 「紙入札承諾」との記載はあまり見かけないが、紙入札は珍しいのか。</p>	<p>その結果、入札した者のうち、入札参加要件が実際にはないとされた業者については、失格とする。</p> <p>5. 入札審査会資料には、実績要件等に合った業者を調べ、想定される業者数を記載している。</p> <p>6. 可能な業者は存在するかもしれないが、入札参加要件の実績要件を満たすと想定される業者は1者しかいないということである。</p> <p>7. 応札業者2者を呼んで、先ずくじを引く順番を決めるためのくじを引いていただき、そうして決定した順番に、落札者を決定するためのくじを引いていただいた。</p> <p>8. 総合評価の場合、評価点数と入札価格がどちらも同じでなければ、くじにはならないため、くじは減多にない。【事務局】</p> <p>9. 入札参加者の支社長が代わったため、紙入札の依頼があった。</p> <p>代表者の変更等やむを得ないと認められる事由により IC カードの再取得が電子入札の期限に間に合わないときは、紙入札を認めている。【事務局】</p>
<p>【意見交換会】</p> <p>下記について意見交換を行った。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 公共工事動向について</p>	